

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○地籍調査事業計画の変更	（土地対策課）	一
○障害者自立支援法に基づく指定障害者支援施設の指定の辞退	（障害福祉課）	一
○農地保有合理化事業規程の変更の承認	（農業振興課）	一
○保安林の指定（三件）	（森林整備課）	二
○保安林の指定の解除（二件）	（同）	三
○建設業許可の取消し	（事業管理課）	三
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	（防災砂防課）	四
○都市計画変更の図書の写しの縦覧	（都市計画課）	四
○土地区画整理組合の理事についての届出	（同）	四
○土地改良区役員の内任及び退任の届出	（北部地方振興事務所）	四
公 告		
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定	（契約課）	五
教育委員会		
○教育委員会定例会の開催		五
選挙管理委員会		
○地方自治法に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		五
○地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく直接請求に要する選挙権を有する者の数		六
公安委員会		
○宮城県道路交通規則の一部を改正する規則		六
○指定自動車教習所の指定の取消し		八

告 示

○運転免許取得者教育の認定の取消し

八

○宮城県告示第八百三十号
国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第六条の三第二項の規定により、平成二十一年度地籍調査事業計画を次のとおり定めた。
平成二十一年九月十一日

一 調査を行う者の名称及び調査区域

名 称	調 査 区 域
白石市	斎川字西山等1単位区域
名取市	高館川上字西薬師1単位区域

宮城県知事 村 井 嘉 浩

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十二年三月三十一日まで

○宮城県告示第八百三十一号
障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第四十七条の規定により指定障害者支援施設が次のとおり指定を辞退したので、同法第五十一条第三号の規定により告示する。
平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	設置者名	辞退年月日
○四一三六〇〇五七	みのりの園 本吉郡本吉町中島三五八番地の一	本吉町	平成二十一年八月三十一日

○宮城県告示第八百三十二号
農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。
平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
栗つこ農業協同組合

二 農地保有合理化事業の実施地域
栗原市志波姫堀口見渡二番地一

栗原市における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六條第一項の規定により指定された地域をいう。)の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業(法第四條第二項第一号に規定する事業をいう。)

四 変更の承認年月日

平成二十一年九月四日

○宮城県告示第八百三十三号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市唐桑町高石浜七一

二 指定の目的

潮害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百三十四号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條の二第二項の規定により、次のように保安

林に指定する。

平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

気仙沼市赤岩牧沢一三八の二七

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐に係る伐採種は定めない。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係るものは次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び気仙沼市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○宮城県告示第八百三十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五條の二第二項の規定により、次のように保安林に指定する。

平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 保安林の所在場所

石巻市湊字大門崎山八の二から八の四まで、八の八

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び石巻市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町飯子浜字夏浜七の一一

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除に係る保安林の所在場所

柴田郡柴田町大字富沢字猪倉二六の四四、二六の四五

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第八百三十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十一年九月四日

二 商号又は名称等

川瀬進弘	株式会社 リバーランド エンジニアリング	仙台市太白区茂庭字人 来田西四十八、二	特、十九 第一万七千八 百九十五号	一部廃業 特定建設業 大工事業	平成二十一年 八月六日
株式会社 義植	株式会社太興工 業 一男	仙台市青葉区上愛子字 雷神七、二十六	般、十七 第一万七千四 百七十一号	全部廃業 一般建設業 建築工事 内装仕上工事	平成二十一年 八月十日
株式会社山田興 業 正重	有限会社太興工 業 一男	石巻市須江字相野佐野 三十一、四	般、十七 第一万四千五 十二号	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業	平成二十一年 八月六日
株式会社山田興 業 正重	株式会社太興工 業 一男	仙台市太白区金剛沢二 丁目六、十八	般、十七 第一万三千百 三十二号	一部廃業 一般建設業 ガラス工業	平成二十一年 八月十一日
株式会社山田興 業 正重	株式会社太興工 業 一男	仙台市青葉区郷六字龍 沢十八、四	般、特、十八 第一万八百三 十七号	一部廃業 一般建設業 造園工業	平成二十一年 八月十一日
伊藤 文夫	有限会社新電気 工事	塩竈市白萩町七、十二	般、十八 第五千五百三 十八号	全部廃業 一般建設業 電気工業	平成二十一年 八月五日
横山 孝子	有限会社丸政土 木	加美郡加美町下新田字 新田十、二	般、十七 第四千六百八 十一号	全部廃業 一般建設業 とび・土工事業 石工事業 ほ装工事 水道施設工事	平成二十一年 八月三日
鈴木 兵三	株式会社鈴木産 業	柴田郡村田大字沼辺 字北寄井前十七	般、十八 第四千五百五 十四号	全部廃業 一般建設業 土木工事業 建築工事業 大工工事業 とび・土工事業 管工事業 タイル・れんが・ ブロック工事業 ほ装工事 水道施設工事	平成二十一年 八月十二日
中辻 正弘	正和工業株式会 社	遠田郡美里町二郷字佐 野四号八百五十四	般、特、十七 第三千二百三十 七号	一部廃業 特定建設業 土木工事業	平成二十一年 八月五日
商号又は名称及 び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	建設 可番 号	申請区分及び許可 を取り消した建設 工事の種類	受付年月日	

株式会社アサノ・テクノサービス 益雄	仙台市青葉区栗生三丁目十二・二丁目一 館B・百一	般十九 第一万八千五 十号	全部廃業 一般建設業 水道施設工事業	タイル・れんが・ ブロック工事業 鉄筋工事業 防水工事業 熱絶縁工事業	平成二十一年 八月五日
--------------------	-----------------------------	---------------------	--------------------------	---	----------------

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当
○宮城県告示第八百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、当該区域の縦覧場所の欄に掲げる場所において縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

鷲神の4急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

郡市	町村区	大字	字	地番	標柱番号	縦覧場所
牡鹿郡	女川町	鷲神浜	荒立	一番九地先道路路敷 二番一 三番一 四番一 五番一 六番一 七番一 八番一 九番一 十番一 十一番一 十二番一 十三番一 十四番一	一号 二号及び三号 四号及び五号 六号 七号及び八号 九号 十号 十一号 十二号 十三号 十四号	宮城県土木部防 災砂防課及び宮 城東部土木事 務所

堀切		
九番六	九番十八	二十一番二十九地 先道路敷 十号
十二号	十二号	

○宮城県告示第八百四十号

仙台市から仙塩広域都市計画変更の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項において準用する同法第二十条第二項の規定により公衆の縦覧に供する。

平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画地区計画

2 名称 泉大沢地区計画

二 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）

○宮城県告示第八百四十一号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第二十九条第一項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

名取市関下土地区画整理組合

二 事務所所在地

名取市増田字柳田三百七十九番一

三 届出の内容

住所を変更した者

氏 名 住 所

（変更前） 伊 藤 好 基 名取市増田七丁目四番二十号

（変更後） 伊 藤 好 基 名取市増田字関下五百九十二番地二十八街区一画地

○宮城県告示第八百四十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、加美郡西部土地改良区役員の就任及び退任について、次のとおり届出があった。

平成二十一年九月十一日

宮城県北部地方振興事務所

所長 高橋 幸夫

一 就任した者

就任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年八月二十八日	天野 勇一郎	加美郡加美町字長清水北一番十七番地	理事

二 退任した者

退任年月日	氏名	住 所	役職名
平成二十一年五月三十一日	早坂 一男	加美郡加美町字小瀬屋敷十一番地	理事

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十一年九月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 落札に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 宮城県建設工事等電子入札システムASP提供他業務 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 落札者を決定した日 平成二十一年八月二十七日

四 落札者の名称及び所在地 テクノ・マインド株式会社（みやぎ建設工事等電子入札ASP提供企業連合代表構成員） 仙台市宮城野区榴岡一丁目六番十一号

五 落札金額 八千六百五十八万八千六百円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 入札の公告を行った日 平成二十一年六月十九日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第二十四号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十一年九月十一日

宮城県教育委員会

委員長 大 村 虔 一

一 日 時 平成二十一年九月十八日 午後四時

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 教育功績者表彰について

2 宮城県教育委員会指定管理者選定委員会委員の人事について

3 宮城県教育振興審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員 十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）

選 挙 管 理 委 員 会

○宮選管告示第二百二十九号

平成二十一年九月二日現在における地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の五十分の一並びに第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあっては、その超

える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十一年九月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

一 地方自治法第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による五十分の一の数

三八、一五五

二 地方自治法第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項の規定による四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数

三八四、六二五

三 地方自治法第八十条第一項の規定による三分の一の数

青葉選挙区	七五、二七〇	岩沼選挙区	一一、八一〇
宮城野選挙区	四九、七六三	登米選挙区	一三、九七一
若林選挙区	三四、八九二	栗原選挙区	一一、九七一
太白選挙区	五九、〇六一	東松島選挙区	一一、六四二
泉選挙区	五六、一六一	大崎選挙区	三六、九七一
石巻・牡鹿選挙区	四八、一六六	柴田選挙区	一三、一〇〇
塩釜選挙区	一六、一四五	亘理選挙区	一四、五四九
気仙沼選挙区	二〇、九五三	宮城選挙区	一三、一三五
白石・刈田選挙区	一四、八二四	黒川選挙区	一一、二六五
名取選挙区	一八、七九一	加美選挙区	九、四五八
角田・伊具選挙区	一三、四八七	遠田選挙区	一一、二三九
多賀城・七ヶ浜選挙区	一一、三七五	本吉選挙区	四、九二二

○宮選管告示第百三十号

平成二十一年九月二日現在における地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八條第一項の規定による直接請求に要する選挙権を有する者の総数の四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

平成二十一年九月十一日

宮城県選挙管理委員会

委員長 佐藤健一

三八四、六二五

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第9号

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成21年9月11日

宮城県公安委員会委員長 中村孝也

宮城県道路交通規則の一部を改正する規則

宮城県道路交通規則(平成13年宮城県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2(第11条関係)

番号	路線名	区間
1	東北縦貫自動車道弘前線	白石市越河字菅井地内福島県境から栗原市金成方馬合手樹地内若手県境まで
2	東北横断自動車道酒田線	柴田郡村田町大字足立字中ノ久保地内から柴田郡川崎町大字今宿字石橋地内山形県境まで
3	一般国道4号	白石市越河字樋口地内福島県境から栗原市金成有壁下大沢田地内若手県境まで
4	一般国道4号	仙台市青葉区七瀬104番6先から仙台市青葉区本町三丁目9番2号先まで
5	一般国道4号	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市青葉区土樋一丁目114番2先まで
6	一般国道4号	名取市植松字人生341番1先から仙台市太白区八本松一丁目27番17先まで
7	一般国道4号	栗原市築館字沢入72番1先から栗原市築館源光101番7先まで
8	一般国道6号	回理郡山元町坂元字太森地内福島県境から沼沼市藤波二丁目7番1先まで
9	一般国道6号(仙台東部道路)	回理郡回理町蓮隈牛袋字北新丁19番先から仙台市宮城野区中野字柳原40番7先まで
10	常盤自動車道	回理郡山元町大平字新平110番7先から回理郡回理町蓮隈中栗字新田39番1先まで
11	一般国道45号	仙台市青葉区本町三丁目9番2号先から気仙沼市松川149番先まで
12	一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	仙台市宮城野区中野字柳原40番7先から宮城郡利府町春日字山岸2番3先まで

13	一般国道45号(三陸縦貫自動車道)	宮城郡松島町根廻字桐田15番1先から登米市中田町浅水字新十三号38番1先まで
14	一般国道47号	大崎市古川字本鹿島256番1先から形景境まで
15	一般国道47号(仙台北部道路)	宮城郡利府町加瀬字船岡地内先から宮城郡利府町沢乙字根沢35番85先まで
16	一般国道108号	遠田郡涌谷町字下道78番1先(南向側)から大崎市古川字上古川屋敷77番1先まで
17	一般国道286号	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から仙台市太白区山田字清太原地内先まで
18	一般国道286号	名取市高館熊野堂字余方川端無番地先から名取市高館熊野堂字余方川端無番地先まで
19	一般国道286号	仙台市太白区茂庭字人來田東地内先から仙台市太白区坪沼字赤石山2番40先まで
20	一般国道286号	柴田郡川崎町大字支倉字中原裏山15番1先から柴田郡川崎町大字今宿字石橋33番1先まで
21	主要地方道井土長町線	仙台市若林区河原町二丁目5番1先から仙台市太白区長町一丁目119番1先まで
22	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町中央三丁目13番2先から宮城郡利府町利府字新揺橋116番1先まで
23	主要地方道塩釜吉岡線	宮城郡利府町沢乙字根沢4番5先から黒川郡大和町落合舞野字沙戸東95番3先まで
24	主要地方道仙台松島線	宮城郡利府町神谷沢字館ノ内2番2先から宮城郡松島町根廻字桐田15番1先まで
25	主要地方道仙台松島線	仙台市宮城野区岩切一丁目294番3先から仙台市宮城野区岩切字羽黒前2番20先まで
26	主要地方道塩釜亘理線	多賀城市町前三丁目5番1先から多賀城市町前一丁目186番地先まで
27	主要地方道塩釜亘理線	仙台市宮城野区中野字沼頭4番2先から仙台市若林区藤塚字中道下地内先まで
28	主要地方道塩釜亘理線	名取市関上一丁目無番地先から名取市下野郷字新田1番2先まで
29	主要地方道塩釜亘理線	亘理郡亘理町荒浜字篠子橋6番1先から亘理郡亘理町字旧館61番21先まで
30	主要地方道塩釜港線	塩竈市港町二丁目75番地先から塩竈市港町二丁目127番地先まで
31	主要地方道仙台空港線	名取市下増田字小沼55番1先から名取市植松字新橋105番1先まで
32	主要地方道仙台塩釜線	仙台市若林区六丁の目西町23番1先から仙台市宮城野区高砂一丁目31番1先まで

33	主要地方道仙台塩釜線	多賀城市町前一丁目125番7先から塩竈市港町一丁目78番地先まで
34	主要地方道仙台南イノタ一線	仙台市若林区今泉字二本西25番1先から仙台市太白区茂庭字人來田中57番先まで
35	主要地方道仙台南イノタ一線	仙台市太白区富田字八幡西147番先から仙台市太白区山田字清太原地内先まで
36	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	塩竈市芦畔町115番2先から宮城郡七ヶ浜町遠山四丁目12番195先まで
37	主要地方道塩釜七ヶ浜多賀城線	多賀城市八幡四丁目117番1先から多賀城市栄四丁目13番3先まで
38	一般国道荒浜原町線	仙台市若林区大和町五丁目712番1先から仙台市若林区木ノ下二丁目27番8先まで
39	一般国道亘理イノタ一線	亘理郡亘理町遠隈中泉字大原236番地先から亘理郡亘理町遠隈牛袋字北新丁20番2先まで
40	一般国道岩沼海浜線	岩沼市押分字須加原129番1先から岩沼市未広二丁目340番4先まで
41	一般国道利府岩切停車場線	宮城郡利府町富谷谷四丁目41番6先から宮城郡利府町神谷沢字字化粧坂66番1先まで
42	市道土樋藤塚線(その1)	仙台市若林区土樋104番6先から仙台市若林区河原町二丁目5番1先まで
43	市道原町広岡線(その2)	仙台市太白区長町一丁目121番1先から仙台市太白区長町三丁目2番2先まで
44	市道長町2号線	仙台市太白区鹿野二丁目20番1先から仙台市太白区長町七丁目201番233先まで
45	市道八軒小路原町坂下線	仙台市宮城野区宮城野二丁目373番6先から仙台市宮城野区宮城野二丁目422番2先まで
46	市道元寺小路福室線(その2)	仙台市宮城野区苦竹四丁目270番3先から仙台市宮城野区日の出町三丁目8番11先まで
47	市道元寺小路福室線(その4)	仙台市宮城野区扇町三丁目5番1先から仙台市宮城野区鶴巻一丁目1022番12先まで
48	市道鶴ヶ谷仙台海線(その3)	仙台市宮城野区福室字奥道前113番先から仙台市宮城野区中野字石橋116番1先まで
49	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区長町一丁目119番5先から仙台市太白区郡山四丁目1456番1先まで
50	市道元寺小路郡山線	仙台市太白区東郡山二丁目522番1先から仙台市太白区郡山字源兵衛東19番3先まで
51	市道原町東部第三幹線3号線	仙台市若林区六丁の目東町5番15号先から仙台市若林区六丁の目東町5番先(南東角)まで
52	市道相野釜藤曾根線	岩沼市下野郷字西原1番先から岩沼市下野郷字藤曾根1番1先まで

53	市道西大町線	岩沼市館下三丁目25番15先から 岩沼市吹上三丁目15番1先まで
54	市道二野倉工業団地 1号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原129番1先まで
55	市道二野倉工業団地 2号線	岩沼市押分字須加原129番1先から 岩沼市押分字須加原122番先まで
56	市道藤曾根二野倉線	岩沼市押分字新大同159番1先から 岩沼市押分字新大同422番1先まで
57	市道藤曾根線	岩沼市下野郷字藤曾根71番1先から 岩沼市下野郷字藤曾根69番1先まで
58	臨港道路中野幹線	仙台市宮城野区蒲生字竹ノ内128番地先から 仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)まで
59	臨港道路中央5頭線	仙台市宮城野区港三丁目2番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番1号先まで
60	臨港道路5頭4号線	仙台市宮城野区港三丁目3番5号先から 仙台市宮城野区港三丁目1番先(南東角)まで
61	臨港道路5頭5号線	仙台市宮城野区港三丁目1番先(南西角)から 仙台市宮城野区港三丁目4番先(南東角)まで
62	臨港道路西幹線	仙台市宮城野区中野字新沼地内先から 仙台市宮城野区中野字新沼12番地の2先まで

附 則

この規則は、平成21年9月12日から施行する。

○宮城県公安委員会告示第148号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第100条第1項の規定に基づき、次の指定自動車教習所の指定を取り消した。

平成21年9月11日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 名称等

名称及び住所並びに代表者の氏名	指定番号	指定していた免許の種類	認定を取り消した年月日
石巻さくら自動車学校 石巻市大街道2丁目11番55号 古藤野 俊 吾	第31号	中型自動車免許 普通自動車免許 普通自動車免許	平成21年 8月26日

2 指定を取り消した理由

道路交通法第99条の7の規定による命令に違反したため。

○宮城県公安委員会告示第149号

次の者は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の32の2第1項第1号に適合しなくなつたため、同条第5項の規定により運転免許取得者教育の認定を取り消したので、運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第12条の規定により告示する。

平成21年9月11日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

名称及び住所並びに代表者の氏名	運転免許取得者教育に使用する施設の名称及び所在地	取り消した教育の課程	運転免許取得者に関する規則第1条第6号及び第8号の教育課程	認定を取り消した年月日
石巻さくら自動車学校 石巻市門脇町5丁目15番1号 古藤野 俊 吾	石巻さくら自動車学校 石巻市大街道2丁目11番55号			平成21年 8月26日